

早川町・身延町・南部町医療事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例

(令和7年9月1日条例第9号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、組合の職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとし、この条例に定める事項のほか必要な事項は、身延町一般職員の任期付職員の採用に関する条例(平成19年身延町条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)の規定を準用する。

(任期付職員に係る給与に関する特例)

第2条 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には、次の表に定める職務の区分に応じ、給料月額に掲げる給料表を適用する。

	職務	給料月額
1	専門的な知識、経験等に基づく組合の管理運営に資する業務	給料表は、身延町職員給与条例(平成16年身延町条例第47号。以下「給与条例」という。)別表第2を適用し、管理者が別に定める基準により決定する

(給与条例の適用除外等)

第3条 任期付職員及び任期付短時間勤務職員には、給与条例第5条、第7条の2から第9条の4まで、第10条の2、第12条の2及び第15条から第15条の3まで(任期付職員にあっては、第7条の2、第8条、第9条、第9条の3、第10条の2、第12条の2、第15条、第15条の2及び第15条の3を除く。)の規定は、適用しない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。